

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 7 月 29 日（火）第3029号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（※）	（建築課取扱い） 1
告 示	
○救急病院等の認定	（地域医療整備課取扱い） 3
○都市計画道路の変更（2件）	（都市計画課取扱い） 4
○平成26年度自衛官の募集	（危機管理防災課取扱い） 4
公 告	
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（4件）	（商工政策課取扱い） 6
○環境影響評価法に基づく環境影響評価書の作成及び縦覧	（都市計画課取扱い） 8
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活環境課取扱い） 9
正 誤	
○鹿児島県公報第3003号の3（平成26年4月30日付け）の一部訂正（※）	（監理課取扱い） 9
○鹿児島県公報第2989号の2（平成26年3月11日付け）の一部訂正（※）	（県立病院課取扱い） 9

規 則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成26年 7 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第36号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告書に添付する書類）

第2条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震診断の結果を既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会（以下「判定委員会」という。）が証する書類（以下「耐震診断結果証明書」という。）の写し
- (2) 付近見取図，配置図，各階平面図及び床面積求積図
- (3) 耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類（以下「資格者等証明書」という。）

（計画の認定の申請書に添付する書類）

第3条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを判定委員会が証する書類の写し
- (2) 付近見取図、配置図、各階平面図及び床面積求積図
(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付する書類)

第4条 省令第33条第1項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- (1) 省令第33条第1項第1号に掲げる図書を添付する場合 床面積求積図
- (2) 省令第33条第1項第2号に掲げる書類を添付する場合 付近見取図、配置図、各階平面図及び床面積求積図

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 次のア又はイのいずれかに掲げる書類
ア 耐震診断結果証明書（法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証するものに限る。）の写し及び資格者等証明書
イ 建築物の耐震改修の計画が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを判定委員会が証する書類の写し及び当該計画に従って当該建築物の耐震改修が行われていることを建築士が確認した施工状況確認報告書（別記様式）

(2) 付近見取図、配置図、各階平面図及び床面積求積図

3 省令第33条第2項第2号の規則で定める書類は、付近見取図、配置図、各階平面図及び床面積求積図とする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付する書類)

第5条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震診断結果証明書（法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証するものに限る。）の写し
- (2) 付近見取図、配置図、各階平面図及び床面積求積図
- (3) 資格者等証明書

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に耐震診断を完了している建築物で、耐震診断結果証明書の交付を受けていないものについては、耐震診断の結果を示す構造計算書をもって、第2条第1号の耐震診断結果証明書の写しに代えることができる。

3 第2条第3号、第4条第2項第1号ア（資格者等証明書に係る部分に限る。）及び第5条第3号の規定は、平成25年11月24日以前に耐震診断を行った建築物に係る報告又は申請については、適用しない。

別記様式 (第 4 条関係)

施工状況確認報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

報告者 住所
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次の建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第 4 条第 2 項第 1 号イに規定する書類の交付を受けた建築物の耐震改修の計画に従って耐震改修が行われていることを建築士が確認しましたので、報告します。

確 認 者	資 格	() 建築士 () 登録第 号			
	氏 名	印			
	建築士事務所	() 建築士事務所 () 知事登録第 号			
		名 称			
		所在地		電話番号	
建 築 物	建 築 物 名 称				
	敷 地 位 置				
	建 築 面 積	m ²	延 べ 面 積	m ²	
	階 数	地上 階	地下 階		
	用 途				
耐 震 改 修 計 画 概 要					
参 考 事 項					

- 注 1 耐震改修の施工状況が分かる写真を添付すること。
2 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

告 示

鹿児島県告示第820号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成26年 7 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島医療センター	鹿児島市城山町8番1号

2 認定の有効期限

平成29年 8 月 25 日

鹿児島県告示第821号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 阿久根都市計画道路
- (2) 名称 1・4・2号阿久根薩摩川内線

2 都市計画を変更した土地の区域

追加した部分

阿久根市大字西目字山之中，字大迫，字深浦，字下越ノ迫，字野中，字尾上，字尾上汐入，字高石，字木佐木，字松野峯，字摺木，字馬見塚，字平床及び字大谷の各一部並びに大字大川字大谷，字横字根，字瀬淵，字大迫，字崩段，字下道尻，字トレカ段，字小人，字瀬戸，字丸尾，字北平，字尾崎，字エゴサキ，字塩入，字春田，字松岡，字宇都，字遊行松，字宮田，字下園，字竹ノ迫，字南畑，字御代田，字北鈴木谷，字東上床，字兔田平，字建場山，字深迫及び字穴ノ瀬戸の各一部

鹿児島県告示第822号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 川内都市計画道路
- (2) 名称 1・4・2号阿久根薩摩川内線

2 都市計画を変更した土地の区域

追加した部分

薩摩川内市西方町字穴瀬戸，字坂之元，字城之尾，字宮田，字川原田，字松山，字船倉，字蓑原，字二ツ松，字石坂，字井川平，字穴川，字白沢津，字白沢津口，字悪地ヶ脇，字長迫平，字長迫，字丸岡，字大迫及び字大石ヶ迫の各一部，湯田町字登尾，字大石迫，字門元，字大石，字浜田平，字浜田，字川鳥淵，字塘田平，字堀之崎，字鳥帽子嶽及び字前迫の各一部，網津町字田平，字西横山，字横山口，字南横山，字西日向迫，字東日向迫及び字南日向迫の各一部並びに水引町字間瀬田，字上間瀬田，字大谷川，字谷口，字一町田，字小松迫，字種子無，字下門，字芹町，字的場，字上原田，字北原，字下原田，字小山口及び字針原の各一部

鹿児島県告示第823号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により、

平成26年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成26年 7 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 募集種目

- (1) 男子
自衛官候補生
- (2) 女子
自衛官候補生

2 募集期間

- (1) 男子
平成26年 8 月 1 日から同年 9 月 9 日まで
- (2) 女子
平成26年 8 月 1 日から同年 9 月 9 日まで

3 試験期日

- (1) 男子筆記試験
平成26年 9 月 19 日
- (2) 男子口述試験及び身体検査
平成26年 9 月 16 日から同月 18 日まで
- (3) 女子筆記試験
平成26年 9 月 26 日
- (4) 女子口述試験及び身体検査
平成26年 9 月 26 日

4 応募年齢

採用予定月の 1 日現在において18歳以上27歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

(1) 男子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称
鹿児島市鴨池新町7番4号	鹿児島県市町村自治会館
南九州市知覧町郡6209番地1	ちらん夢郷館
薩摩川内市若松町9番17号	薩摩川内市農国会館
霧島市国分中央一丁目10番2号	第一工業大学
鹿屋市北田町11103番地	鹿屋市中央公民館
曾於市大隅町岩川6491番地2	大隅合同庁舎(国)
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎(国)

(2) 男子口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎(国)及び委託病院

(3) 女子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地

(4) 女子口述試験及び身体検査

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
薩摩川内市冷水町539番地 2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目 4 番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番 2 号	海上自衛隊鹿屋航空基地

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により日置市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年7月29日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年 7 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー東市来店

日置市東市来町湯田字山王2815番 外 5 筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

(1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年 2 月 20 日

(2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年 2 月 20 日

3 意見の概要

交通安全、交通渋滞、騒音など大規模小売店舗を設置する事業者が配慮すべき事項について、国が定める指針に基づき、必要な措置を講じていることから、周辺地域の生活環境の保持について支障は無いと考えます。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により日置市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年7月29日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年 7 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

グランド伊集院

日置市伊集院町徳重238番 1 外12筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

(1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年 2 月 20 日

(2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成26年 2 月 20 日

3 意見の概要

交通安全、交通渋滞、騒音など大規模小売店舗を設置する事業者が配慮すべき事項について、国が定める指針に基づき、必要な措置を講じていることから、周辺地域の生活環境の保持について支障は無いと考えます。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定によりいちき串木野市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年7月29日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年 7 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー串木野店
いちき串木野市旭町60番 外 3 筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年 2 月 20 日
- 3 意見の概要
特に支障はないものと判断するが、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすことのないようにすること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年7月29日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年 7 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドン・キホーテ鹿児島天文館
鹿児島市山之口町12番 9 号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成26年 2 月 24 日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。
イ 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずるよう努めること。
 - (2) 駐車・駐輪場について
ア 駐車場法に基づく届出について、事項を変更しようとする場合は、街路建設課へ変更届を提出すること。
イ 同地区は自転車等放置禁止区域であることから、店舗利用者等が、歩道上に自転車等を駐車することがないよう指導を行うこと。
ウ 駐輪場が店舗の道路向かいであることから、案内表示を行うこと。
エ 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。
オ 自転車、バイク等利用車両が多く収容できない場合には、別途確保すること。
 - (3) 建物について
ア 当計画地は、商業地域、防火地域、駐車場整備地区に指定されていることから、建築物の建築に際しては、関係法令等を遵守すること。
イ 全市域を景観計画区域に定めており、当該建築物の新築は本市景観条例に定める届出対象行為に該当するため、行為に着手する30日前までに景観法に基づく景観計画区域内行為届出を都市景観課に提出すること。
ウ 既存の建築物において届出対象行為に該当する一定規模以上の増築、改築、外観の変更を行う場合にも、行為に着手する30日前までに景観計画区域内行為届出を都市景観課

に提出すること。

エ 届出を行うときは、本市景観計画に定める景観形成基準を遵守すること。

オ 屋外広告物を掲出する場合には、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。

カ 建築行為を行う際には、建築基準法及び建築基準関係規定を遵守すること。

(4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、特定施設設置について30日前までに環境保全課に届出を行い規制基準を遵守すること。

イ 発送車等の通行は、経路・時間帯を考慮し、騒音及び振動などで周辺住民・事業者に迷惑をかけないこと。

ウ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底を行い、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。

エ 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

(5) その他

ア 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、工事中においても防災対策等を含めた良好な生活環境の保持に関する十分な対策、及び安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を取得させるよう努めること。

イ 計画の見直し等に伴い土地の区画形質の変更を行う場合には、開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、土地利用調整課に事前に相談すること。

.....

環境影響評価法に基づく環境影響評価書の作成及び縦覧

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第21条第2項及び第25条第1項第2号の規定により、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、次のとおり公告し、評価書、これを要約した書類及び同法第24条の書面を縦覧に供する。

平成26年 7 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画決定権者の名称

鹿児島県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

都市計画道路 阿久根薩摩川内線

(2) 種類

一般国道の改築

(3) 規模

延長約18キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

評価書において示す区域

4 関係地域の範囲

阿久根市及び薩摩川内市の区域の各一部

5 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

鹿児島県土木部都市計画課及び北薩地域振興局建設部建設総務課並びに阿久根市都市建設課及び薩摩川内市建設部都市計画課

(2) 期間及び時間

平成26年 7 月 29 日から同年 8 月 28 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8

時30分から午後 5 時15分まで

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第80号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年 7 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRリング 運命の日FPS	株式会社藤商事	4P0457
ぱちんこ遊技機	CRリング 運命の日FPW	株式会社藤商事	4P0488
ぱちんこ遊技機	CRAフィーバーモーレツ宇宙海賊YR	株式会社三共	4P0477
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー涼宮ハルヒY	株式会社三共	4P0591
ぱちんこ遊技機	CRモンキーターン 誰よりも速く！ Z	株式会社ソフィア	4P0563
ぱちんこ遊技機	CRモモキュンソード～星と黄金の太刀～ GL	株式会社ソフィア	4P0584
ぱちんこ遊技機	CR三姫繚乱 ～麗しき闘い～ W1	奥村遊機株式会社	4P0570
ぱちんこ遊技機	CR三姫繚乱 ～麗しき闘い～ N1	奥村遊機株式会社	4P0612
ぱちんこ遊技機	CR聖闘士星矢2ASA	株式会社三洋物産	4P0579
ぱちんこ遊技機	CR聖闘士星矢2ASB	株式会社三洋物産	4P0582
回胴式遊技機	まじかるすいとプリズム・ナナエースDE	DAXEL株式会社	4S0409
回胴式遊技機	ささみさん@がんばらないすろっとDA	DAXEL株式会社	4S0456
回胴式遊技機	アレジンFSF	株式会社藤商事	4S0446
回胴式遊技機	SLOTバットマンBL	株式会社エレコ	4S0475
回胴式遊技機	パチスロ 修羅の刻SK	株式会社三共	4S0485
回胴式遊技機	パチスロ三國志X	株式会社ニューギン	4S0504
回胴式遊技機	スーパービンゴネオS7	ベルコ株式会社	4S0597

正 誤

平成26年 4 月 30 日付け鹿児島県公報第3003号の 3 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	下から12行目	(2)	(3)

平成26年 3 月 11 日付け鹿児島県公報第2989号の 2 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
6	上から3行目及び27行目	その他投	その他投 電話債券を含む。